

令和7年度青少年地域学習活動【募集要領】

1 趣旨

本県の青少年の地域学習や地域づくり活動及び青少年と地域との協働による地域学習や地域づくり活動を支援するため、県内にある高等学校の特別活動及び課外活動並びに地域貢献活動に取り組んでいる高校生の団体の活動に助成を行う。

2 助成対象団体

- ・県内に所在する高等学校
- ・市町村教育委員会が推薦する高校生主体の地域貢献活動団体（YY ボランティア等）で、事業遂行能力を有している団体

3 助成対象事業

- ・生徒による自主的かつ先進的な地域学習や地域づくり活動
- ・生徒が地域と協働で行う地域学習や地域づくり活動

※ただし、助成対象団体が高等学校の場合は、特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）及び課外活動として実施されるもののみを対象とする。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に定めるとおりとする。

分類	項目	内 訳
対象経費と認められるもの	印刷費	ポスター、チラシ、資料の印刷費等、事業記録の印刷製本費等
	通信運搬費	チラシや案内状の発送費、事業記録の発送費、事務用切手購入費等
	消耗品費	活動にかかる事務用品や消耗品の購入費等（一件あたりの単価が5万円未満）
	賃借料	会場使用料、車両借上料、事業必要品のレンタル料
	旅費交通費	講師・指導者・協力者等にかかる旅費 活動・交流・視察にかかる交通費等
	諸謝金	講師・指導者・協力者・運転手等にかかる謝金等
	会議費	講師昼食代
対象経費と認められないもの	雑費	録画・録音にかかる経費、各種保険、各種手数料等 その他理事長が必要と認めるもの
	備品購入費	備品購入経費（一件あたりの単価が5万円以上の消耗品・備品）
	部運営費	恒常的な部及びサークル等の運営費（運営にかかる維持費、電話代、事務機器・事務用品の購入費等）
	予備費	

5 募集事業数及び助成額

- (1) 募集予定数は原則8事業とする。（助成対象事業は1団体あたり1事業とする。）
- (2) 助成額は助成の対象となる経費又は5万円のいずれか低い額とする。

6 助成対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月28日(土)

7 募集期間

令和7年4月1日(火)～6月13日(金)必着

※ただし、交付決定事業が募集予定に達しなかった場合は、以下の期間において二次募集を行う。二次募集の有無については7月中旬に財団ホームページにて周知する。

【二次募集期間】令和7年8月1日(金)～9月1日(月)必着

8 応募方法

助成を希望する団体は、別添要綱に基づき、助成金交付申請書を当財団に提出してください。

9 選定方法

募集締切後、申請のあった事業について、山形県生涯学習文化財団が設置する助成事業審査会にて助成金交付申請書による書類審査を行う。審査結果は文書にてすべての応募団体に通知する。

10 手続きの流れ

6月13日(金)必着	助成金交付申請書一式の提出	持参または郵送のこと
6月中旬～7月中旬	・審査結果及び採択団体に対して財団より助成額の通知(郵送) ・遊学館サイトでの採択団体発表	
(必要に応じて)	・概算払い請求書の提出 ・事業変更・中止申請書の提出	▶ 財団で受領後2週間程度後振込
事業終了後30日以内 または 令和8年4月10日	実績報告書一式(含事業での配布資料)の提出	・持参または郵送(メールでは受け付けられません)。 ・決算書にかかる証憑類については費目毎にまとめて提出のこと。 ・提出が遅れる場合は、期限までに必ず財団まで連絡すること。
報告書提出後 2週間以内	財団より助成金額の確定通知 送付	精査後に助成金額が最終的に決定しますので、助成決定額と異なる場合があります。
助成金額の確定通知 受取り後	助成金交付請求書の送付	・持参または郵送 ・上記確定通知の金額を必ず確認してから提出ください。
助成金交付請求書受 け取り後2週間程度	助成金の振込	

11 その他

申請に関する各様式は財団ホームページよりダウンロードください。

【財団 HP】

<https://www.gakushubunka.jp/yugakukan/information/promotion/>

12 提出・問合せ先

公益財団法人山形県生涯学習文化財団(山形県生涯学習センター)

学習振興部 青少年地域学習活動支援事業担当

〒990-0041 山形市緑町 1-2-36

TEL 023(625)6411

FAX 023(625)6415

E-mail yama@gakushubunka.jp HP <http://www.gakushubunka.jp/>